

広島県告示第二百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和七年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
すなめ利薬局	竹原市忠海中町二丁目二番四六号	令和七年一月三十一日
イオン薬局イオンスタイル尾道	尾道市天満町一七番地五〇	令和七年二月二日
にしはら歯科	東広島市西条中央四丁目四番五号	令和七年二月二五日
全快堂薬局	東広島市高屋町杵原九五七番五	令和七年二月二五日
みやうち歯科医院	廿日市市宮内一〇五七番地一	令和七年二月二八日
くるみ歯科医院	安芸郡府中町浜田三丁目五番二一号	令和七年二月一日